

日野市立南平小学校屋内運動場 冷暖房設備設置建築工事

図 面 リ ス ト					
建 築 図					
図 番	図 名	縮 尺	図 番	図 名	縮 尺
A－ 1	特 記 仕 様 書 1	——	A－ 1 0	立 面 図 1	S=1:100
A－ 2	特 記 仕 様 書 2	——	A－ 1 1	立 面 図 2	S=1:100
A－ 3	特 記 仕 様 書 3	——	A－ 1 2	断 面 展 開 図 1	S=1:100
A－ 4	特 記 仕 様 書 4	——	A－ 1 3	断 面 展 開 図 2	S=1:100
A－ 5	特 記 仕 様 書 5	——	A－ 1 4	矩計図・防球ガード取付詳細図	S=1:20 S=1:30
A－ 6	案 内 図 ・ 配 置 図	S=1:8600 S=1:600	A－ 1 5	空調室外機フェンス等詳細図	S=1:30 S=1:6
A－ 7	1 階 平 面 図 ・ 部 分 仮 設 計 画 図	S=1:100	A－ 1 6	仮 設 計 画 図	S=1:500
A－ 8	2 階 平 面 図 キ`ャ`ラリ-軒天 部分天井伏図	S=1:100			
A－ 9	屋 根 伏 図 ・ 断熱屋根詳細図	S=1:100 S=1:10			

第1編 共通事項

■ 第1章 工事概要

1. 1 工事件名 日野市立南平小学校屋内運動場冷暖房設備設置建築工事

1. 2 工事場所 日野市南平四丁目18番地の1

1. 3 敷地面積 1 6 , 0 2 0 m²

1. 4 工事規模

建物名称 日野市立南平小学校（屋内運動場）

構造規模 鉄骨造 地上2階建て

延べ面積 7 3 4 m²

1. 5 工事概要

*冷暖房設備設置に伴う下記改修工事

・共通、直接仮設工事

・ギャラリー軒天改修工事

・空調室内機吊込みボルト設置工事

・空調室外機基礎新設工事

・空調室外機廻りフェンス新設工事（基礎共）

・空調室内機防球ガード新設工事（吊込みインサート共）

・瓦棒屋根断熱改修工事

・その他空調室内外機設置に伴う内外装及び外構 撤去・移動・新設改修一式工事

1. 6 工 期

工 期 契約確定日の翌日～令和7年11月28日

概成工期 契約確定日の翌日～令和7年11月14日

（1） 本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

作業不能日数：12日間

（2） 上記(1)は、環境省が公表する「関東地方_東京_八王子地点」におけるWBGT値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去5年分（2019年（令和元年）～2023年（令和5年））について、本工事の工期に対応する期間（「東京都の休日に関する条例」第1条第1項に規定する東京都の休日及び夏季休暇（3日）を除く。）において、8時から17時の間にWBGT値が31以上となった時間を算定し、日数に換算したものの5年分を平均したものの。

（3） 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する「関東地方_東京_八王子地点」におけるWBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したものの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が(1)の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長に関する協議を申し出ることができる。

1. 7 備考

（1） 週休2日促進工事の適用については以下による

○ 本工事は、週休2日を促進することを目的とし、発注者が週休2日に取り組むことを指定する、「週休2日促進工事」である。週休2日を前提に労務費を補正し、予定価格を算出しているため、週休2日が達成できなかった場合は労務費補正分を減額変更する。詳細は「日野市「週休2日促進工事」実施要領」を参照すること。
なお、「日野市「週休2日促進工事」実施要領」は、日野市ホームページから入手できる。

■ 第2章 一般事項

2. 1 適用範囲

（1） 本特記仕様書では、「最新版 東京都建築工事標準仕様書」

に定めのない事項又はこれにより難い事項を定める。本特記仕様書に記載されていない事項は上記の標準仕様書のとおりに施工する。

（2） 本工事は、設計図書に従い施工するが、設計図書に明示されていない事項でも工事の性質上当然必要なものは、監督員の指示に従い施工すること。

2. 2 特許権等の調査について

本工事の特殊な施工方法に関する特許権等については、その有無を事前に十分調査すること。

2. 3 労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置等

（1） 労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講ずべき者として本工事の受注者を指名する。この場合における指名への同意については、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。
（2） (1)の指名に基づき、労働安全衛生法第15条、15条の2、15条の3に規定する次の者を労働基準監督署長に報告した場合は、速やかにその写しを監督員に提出すること。
ア 統括安全衛生責任者
イ 元方安全衛生責任者
ウ 店社安全衛生責任者

2. 4 かし調査への立会い

工事目的物の引き渡し日から一年以内（又は二年以内）にかし等調査（工事請負契約書第41条第1項のかし及び不具合を確認するための調査をいう。）を行うので、受注者はその調査に立ち会うものとする。

2. 5 工事の入札等について

入札（又は見積書の提出）に当たっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2. 6 情報セキュリティポリシーの遵守

1）本工事請負にあたって、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」を厳正に遵守すること。
2）日野市の情報資産の保護が適正に行われていることを確認するため、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」に述べる書類（様式1～様式6）を業務内容に応じて提出すること。なお、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」については、市のホームページの入札情報から入手できる。
3）本工事請負にあたって、重要事項（機密性2以上の情報）を取り扱う場合には、盗難・改ざん・紛失・破損等を防止するための適切な処置を講じること。また、情報漏えい等が発生した場合の報告体制も整備すること。

2. 7 環境負荷低減の取り組みについて

1）日野市では、「SDGs未来都市」として、資源の有効活用と廃棄物の削減による環境型社会の実現を目指し、環境マネジメントシステム「ひのエコ」（事務事業のあらゆる領域における環境負荷の低減）」を推進している。一方で、持続可能なまちを実現するためには、行政だけではなく、事業者や地域とのパートナーシップによる目標と価値観の共有が不可欠である。
このことを踏まえ、本業務の実施に当たっては、次に掲げる市の方針等（市ホームページにて閲覧可能）に記載している内容を遵守すること。
①環境基本計画 ②環境配慮計画 ③環境方針 ④環境管理上の要望について
⑤地球温暖化対策実行計画 ⑥気象非常事態宣言 ⑦日野市プラスチック・スマート宣言
2）洗剤の使用については、天然素材を利用した洗剤など、環境にやさしいものを使用すること。
ただし、業務履行上その目的が達成することが困難な場合に限り、必要最小限での使用を可能とする。

2. 8 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供の義務

本業務の履行にあたって、「日野市障害者差別解消推進条例（令和元年条例第42号）」に基づき、次の事項に留意すること。
1）障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、事業者は合理的配慮の提供をすること。また、従業員に対し、障害及び障害者に対する理解を深める取組を行うよう務めること。
このほか、障害者に対してはその障害種別に応じて、適切な対応を行うこと。
2）差別等事業を解決するための手続きの過程で、同条例第13条の規定に基づき、当該事業者が正当な理由なく同条例第12条の規定による「勧告」に従わないときは、市はその勧告の内容を公表することができる。
なお、「日野市障害者差別解消推進条例」は日野市ホームページにて確認することができる。

2. 9 内部通報制度

1）日野市では、組織全体のコンプライアンスを推進するため、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例（令和3年6月1日施行）」を制定し、内部通報制度を導入している。
本業務の履行に当たり、日野市の事務事業に関係する法令違反、不平等行為等を発見したときは、日野市が設置する行政監督員に対し、その旨を相談又は通報するよう努めるとともに、通報対象となる事実について、行政監督員が調査を行う際は、当該調査に協力しなければならない。
2）内部通報したこと、又は行政監督員が行う調査に協力したことを理由として、不利益な取り扱いを受けたと思われるときは、行政監督員に対し、その旨を相談又は申し出ることができる。
なお、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例」その他内部通報にする通報先、通報方法等の詳細は、日野市ホームページにて確認することができる。

2. 10 保険の加入及び事故の補償

本工事において、受注者は法定外の労災保険(*)に付さなければならない。また、該当保険契約の証券又はこれに代わるものを発注者に提示する。
(*)法定外の労災保険とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。

2. 11 環境により良い負荷の小さい自動車利用

本契約の履行にあたって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）他、各県条例の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
・ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

2. 12 排出ガス対策型建設機械の使用について

次の建設機械は、排出ガス対策型建設機械とし、対象機種のエンジン出力は7.5～260Kwとする。
（1）バックホウ
（2）ホイールローダー
（3）ブルドーザ
（4）発動発電機（可搬式、溶接兼用機を含む）
（5）空気圧縮機（可搬式）
（6）油圧ユニット（基礎工用機械で独立したもの）
（7）ホイールクレーン（ラフテレンクレーン）
（8）ローラー類（ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー）
（道路運送車両法による排ガス規制を受けている建設機械は除く）

2. 13 次の建設機械は、低騒音・低振動型建設機械とする。

次の建設機械は、低騒音型を用いるものとする。

ア バックホウ

イ クラムシェル

ウ トラクターショベル

エ クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン

オ 油圧式杭圧入引拔機

カ アースオーガー

キ オールケーシング掘削機

ク アースドリル

ケ ロードローラー・タイヤローダー・振動ローラー

コ アスファルトフィニッシャー

サ 空気圧縮機

シ 発動発電機

次の建設機械は、低振動型を用いるものとする。

ア バイプロハンマー

2. 14 各種点検、調査等への協力

（1）監督員が所属する部の監督員以外の職員が施工体制、現場管理、施工管理等の適正化を図るため各種点検、調査等を行う場合は、受注者はこれに立会い、協力しなければならない。
（2）（1）の各種点検、調査等の結果に基づき、監督員から改善措置等の指示が出された場合は速やかにその指示に従わなければならない。
（3）監督員が必要とする現場見学会等を開催する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。

2. 15 契約不適合に関する調査への協力および立ち合い

契約書に基づく契約不適合に関して、工事目的物の引き渡し日から1年以内及び2年以内に契約不適合に関する調査（工事請負契約書第41条第1項の契約不適合及び不具合等を確認するための調査をいう。）を行うので、発注者が求めたときには、受注者はその調査に協力及び立ち合うものとする。詳細は発注者の指示による。

2. 16 成績評価について

本工事は、日野市工事成績評定要綱に基づく工事成績評価について、次による。

- 対象
- 対象外

2. 17 公共事業労務費調査に対する協力

（1）本工事が公共事業労務費調査の対象となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力を行う。また、調査の時期が本工事の工期経過後であった場合も同様とする。
（2）調査票等を提出した事業所を事後に訪問して調査・指導を行う対象になった場合は、受注者は、その実施に必要な協力を行う。また、調査・指導が本工事の工期経過後であった場合も同様とする。
（3）公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、正確な調査票等の提出ができるよう、労働基準法（昭和22年法律第49号）等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を作成・保存し、日頃から使用している現場労働者の賃金、労働日数、時間等の記録を適切に管理しておく。
（3）公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、正確な調査票等の提出ができるよう、労働基準法（昭和22年法律第49号）等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を作成・保存し、日頃から使用している現場労働者の賃金、労働日数、時間等の記録を適切に管理しておく。
（4）受注者が、本工事の一部について下請け契約を締結する場合は、該当下請け工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む）が（3）と同様の義務を負う旨を定める。

2. 18 設計変更等

設計変更等については、工事請負契約書第18条から25条までに記載しているところであるが具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約設計変更ガイドライン（建築工事）」（東京都）によることとし「工事請負契約設計変更ガイドライン（建築工事編）」（東京都）については、東京都財務局ホームページを参照する。

2. 19 支払

（1）工事請負契約書第37条に定める部分払の方法は、次による。
・段階別部分払（支払回数は、回以内とする。）
・特例工事部分払（支払回数は、回以内とする。）
○ 部分払については、行わない。

2. 20 分離発注について

本工事は、建築工事のほか下記に示すとおり分離発注工事のため、工事にあたっては他工事との連絡、打ち合わせを十分に行之い、受注者との協力の元に工事を進める事。工事区分等に不明確な問題が生じた場合は監督員と協議調整を行い、円滑に工事を進める事。
・日野市立南平小学校屋内運動場冷暖房設備設置電気設備工事
・日野市立南平小学校屋内運動場冷暖房設備設置機械設備工事

2. 21 注意事項

（1）受注者は、工事着手前に監督員及び施設管理者と行程・作業内容・作業時間・工事関係車両の運行等について十分な打ち合わせを行わなければならない。
（2）施工に際しては、通行人及び近隣住民等の安全確保に十分注意すること。
（3）既存施設を破壊した場合は、受注業者の責任において復旧すること。
（4）工事に使用する材料等は、搬入の都度、その規格及び数量等搬入検査を行い、報告すること。
（5）施工記録写真は、その工種、工程等の段階ごとの状況が、明確に判断できるよう撮影編集することし、小黑板を提示し、工事件名、工種工程、日付等を明示すること。
（6）工事写真の撮影に際しては、撮影計画書を提出し、監督員の承認を得ること。
（7）使用材料は事前に、カタログ・見本等を市監督員に提出し承諾を得なければならない。
（8）工事に使用する資機材・材料は施設内に放置してはならない。
（9）図面等において判明し難い箇所、施工時に生じた疑義は、必ず監督員と協議しなければならない。
（10）各日、作業の開始及び終了を施設管理者に報告しなければならない。
（11）敷地内は、禁煙とする。
（12）工事提出書類は、「工事受注者の作成する書類（令和4年6月） 日野市総務部建築営繕課」の定めによるものとする。

工 事 名		日野市立南平小学校屋内運動場冷暖房設備設置建築工事		
図 番		全 A 1 6 枚 ・ 第 A 1 号	図 名	特 記 仕 様 書 1
作 成 訂 正 令和 年 月 日	令和6年10月 日	監 理 日 野 市 総 務 部 建 築 営 繕 課		
	令和 年 月 日	設 計 有限会社 ユー企画建築設計事務所 一級建築士第201490号 長谷川 勇		

2. 22 工事の施工に伴う光熱水費の取扱い
本工事の施工に伴う光熱水費の支払いは、次による。
（１）全て発注者の負担とする。

2. 23 工事情報共有システム(新規追加)
本工事は、『日野市工事情報共有システム試行要領』に基づいて実施する。
試行要領や特記仕様書の別紙等は、以下のホームページから入手すること。
https://www.city.hino.lg.jp/shisei/nyusatsu/kouji/1005473.html

■ 第3章 施工区分
3. 1 施工区分
関連工事との施工区分は、原則として次表による。

項 目	内 容	建 築	電 気	機 械	備 考
1 各種水槽・ピット （建物と一体構造のもの）	1 受水槽・排水槽・汚水槽等でコンクリート造のもの	○			
	2 コンクリート造の各種水槽釜場	○			
	3 コンクリート造の受水槽の入孔蓋（防水型）及びタラップ、排水槽・汚水槽等の入孔蓋（防臭型）及びタラップ	○			
	4 最下階便所のピット、入孔蓋（防臭型）及びタラップ	○			
	5 二重床改め口	○			
	6 二重床盤内通気管・通水管	○			
	7 二重壁内の水抜管	○			
2 トレンチ・排水溝	1 各種トレンチ蓋及び入孔蓋	○			
	2 屋内排水溝及び入孔蓋	○			
3 機器等の基礎 （建物と一体構造のもの）	1 機器用基礎（コンクリート打ち）	○			
	2 屋上水槽の基礎（コンクリート打ち）	○			
	3 二重床下部分の機器用基礎（コンクリート打う）	○			
	4 機器、水槽等のアンカー及び基礎仕上げ		○	○	
4 スリーブ	1 各種配管用スリーブ		○	○	
	2 ダクト、ガラリ用スリーブ	○	*		建築が取付けるガラリ用の場合
	3 衛生器具（大便器）取付け用箱入れ			○	
	4 埋込型屋内消火栓取付け穴等の箱入れ			○	
	5 分電盤取付け穴等の箱入れ		○		
	6 各種スリーブの補強	○			
	7 避雷針取付け部	○			防水を考慮した基礎仕上げ
	8 外壁貫通スリーブまわりの 防水	○			
	9 床貫通スリーブまわりの防水避雷針取付け部	○			防水層を貫通する場合
	1 0 貫通穴及びダクト空隙充てん		○	○	
天井切込及び換気扇取付枠	1 埋込照明器具、スピーカー、空調換気用吹出口等埋込具類取付けのための天井切込み及び下地補強	○			
	2 換気扇取付け用枠及び穴あけ	○			
改め口・点検扉	1 天井改め口	○			
	2 各種シャフト点検口	○			
7はつり及び補修	配管のための貫通及び埋込箇所のはつり又は補修		○	○	
8 排水	1 各種床排水金具	○		○	
	2 造付け流し（人造石析出し）の排水金具			○	
	3 ステンレス流しの排水金物	○	*	○	建築取付の場合
9 雨水排水	4 外構工事におけるU字溝及びこれに接続する溜樹	○			
	1 ルーフドレイン	○			
	2 地盤面までの屋内縦樋・排水管	○			
	3 建物外部までの屋内部分排水管	○			
	4 屋内部分排水管のうちパイプシャフト内配管の縦樋			○	

項 目	内 容	建 築	電 気	機 械	備 考
1 0 ガラリ	1 外壁、サッシュに取付けるガラリ（ただし、空調排気用ダクトその他に取合いあるものを除く。）	○			
	2 ドアーガラリ	○			
	3 暗室等の遮光ガラリ	○			
1 1 動力	1 一般用動力操作盤及び電動機端子接続までの配管・配線		○		
	2 ボイラー操作盤及び二次側配管・配線			○	
	3 冷凍機用動力操作盤及び二次側配管・配線			○	
	4 パッケージ型空調機用電源で手元開閉器以降の配管・配線		○		
	5 電動機シャッター・自動ドアとその電源の二次側配管・配線及び操作盤・押しボタン取り付け	○			
	1 2 制御			○	
	2 衛生用液面制御機器取り付け及びその配管・配線		○		
	3 総合監視盤（衛生・空調）			○	
1 3 防災	1 煙感知器連動の防火戸・防火シャッターその他の防災設備の電源・二次側配管配線及び検出器・制御盤		○		
	2 排煙口・ダンパー等とその電源の二次側配管・配線及び検出器・制御盤			○	
1 4 コンセント・接栓用穴あけ	1 フリーアクセスの穴あけ	○			墨出しは電気
	2 実験台・演台（備品）等の穴あけ	○			墨出しは電気
1 5 各種シャフト	各種シャフトのうちコンクリート造のもの及びこれに必要なコンクリート床	○			
1 6 その他	解体又は改修する建物等の機器のうち、再使用するものの取外し	○	○	○	
仮設工事	1 7 1 共通仮設：仮囲い、出入口ゲート、敷鉄板	○			
	2 直接仮設：外部足場等	○			

この表は、設計図書等で示される一般的工事範囲を補足するもので、関連工事とのとりあい部分についてその施工区分を示すものとする。

第2編 工種別事項
指示がなければ、※印を適用する。なお、指示とは、○印で示す事項である。
■ 第1章 総則
■■ 第1節 一般事項
工事実績情報の登録

契約金額が5 0 0 万円以上の工事は、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づく工事実績情報の登録を行う。
登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、標準仕様書に示す期間内に（財）日本建設情報総合センター「J A C I C」（ジャシック）に登録する。
ただし、期間には、行政機関の休日に関する法律第一条第一項に定める行政機関の休日は含まない。
【登録先】 JACICのホームページ「コリンズ・テクリス」を参照すること。

* 施工体制台帳図等
「建設業法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）の定めるところにより、工事を施工するために下請負契約を締結した場合は、その契約金にかかわらず、全ての工事において、施行体制台帳及び施行体系図を整備する。また、施工体制台帳及び再下請通知書の様式は、記載事項に外国人技能実習性及び外国人建設就労者の従事状況の有無等が追加されたものを使用する。

- （１） 施工体制台帳(下請負契約金額を記載した下請負契約書の写しを含む。二次請負以下も同様とする。)を作成し、工事現場に備えるとともに、作成した施行体制台帳の写しを監督員に提出する。
- （２） 各下請人の施行の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示するとともに、作成した施工体系図の写し及び掲示状況写真を監督員に提出する。
- （３） 監督員から工事現場の施工体制が施工体制台帳及び施工体系図の記載に合致していることの確認をもとめられたときは、速やかに応じる。
- （４） 施行体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。

* 建設副産物の処理
建設副産物の処理は、次による。
・リサイクル計画及びリサイクル報告書の作成
記載内容及び添付書類
受注者は、工事着手に当って、リサイクル計画書を作成し、施工計画書に含めて監督員に提出する。また、受注者は、リサイクル実施状況等について必要書類を作成し、リサイクル報告書にとりまとめて監督員に報告すること。
なお、リサイクル計画書及び、リサイクル報告書の記載内容及び添付書類の適用等については、東京都建設リサイクルガイドラインによるほか、下表による。
・構外に搬出する建設副産物の扱いは、次による。
有価物の取り扱い
建設副産物のうち、有価物については自由処分とする。受注者は処分後、売却したことを証明する書類の写しを監督員に提出すること。又有価物として処分できない場合には、事前に監督員に協議の上、建設廃棄物として処分することができる。なお、建設廃棄物として処分する場合には、有価物の取り扱い指針「行政処分の指針について（通知）」（令和3年4月14日環境規発第2104141号）等を参照すること。

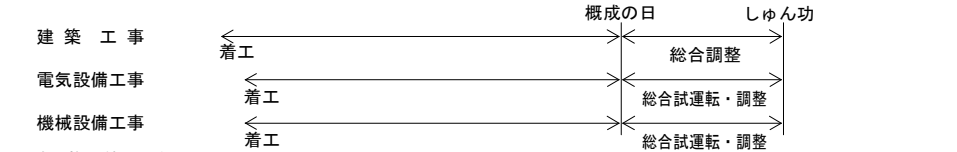
添付書類一覧	
リサイクル計画書	リサイクル報告書
①「再生資源利用計画書」 ②「再生資源利用促進計画書」 ③「搬入予定民間受入地届」（民間受入地へ搬入する場合に限る。） ④「建設発生土搬出のお知らせ」 ⑤ 収集運搬・処理業者の許可証の写し ⑥ 建設廃棄物処理委託契約書の写し ⑦ 運搬ルート図 ⑧ 使用する manifests の様式 ⑨ 告知書の写し ⑩ 有害物質等チェックリスト	①「再生資源化等報告書」 ②「再生資源利用実施書」 ③「再生資源利用促進実施書」 ④「リサイクル阻害要因説明書」 ⑤「リサイクル状況記録写真」 ⑥「民間受入地搬入確認報告書（リサイクル証明書を含む）」（民間受入地へ搬出した場合に限る。）

書類作成適用工事	
再生資源利用計画書（実施図）	以下のいずれかに該当する場合（工事しゅん工後、1年間保管） ① 土砂を搬入する場合 ② 碎石を搬入する場合 ③ 加熱アスファルト混合物を搬入する場合
再生資源利用促進計画書（実施図） 建設廃棄物処理計画書（実績書）を兼ねる）	以下のいずれかに該当する場合（工事しゅん工後、1年間保管） ① 建設発生土を搬入する場合 ② コンクリート塊、アスファルト塊、建設泥土、建設発生木材又は建設混合廃棄物を搬出する場合 ③ 金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベストその他の廃棄物を1品目当たり1トン以上搬出する場合
搬入予定民間受入地届、民間受入地搬入確認報告書（リサイクル証明書を含む）	指定処分（B）又は指定処分（C）により、建設発生土の民間受入地（土質改良プラントを含む。）に建設発生土を搬入する場合。（受注者は、事前に当該民間受入地が適正な受入地であることを確認すること。）
建設発生土搬出のお知らせ	建設発生土を1 0 0 m ³ 以上搬出する場合に先立って作成し、受入地の所在する区市町村の建設発生土担当窓口に郵送、FAX等で提供する。（工事しゅん功後、1年間保管）。搬出先の自治体に建設発生土に関する条例が制定されている場合はその定めに従い必要な手続きを行う。
リサイクル阻害要因説明書	工事途中において、やむを得ず以下のいずれかを行う場合（工事しゅん工後、1年間保管。） ① コンクリート塊、アスファルト塊、建設泥土及び建設混合廃棄物を工事現場から直接最終処分する場合 ② 建設発生木材を最終処分場へ直接搬出する場合又は焼却のみを行う中間処理施設に搬出する場合 ③ 土砂等の利用工事において購入材（新材）を使用する場合 ④ 碎石の利用工事において新材を使用する場合 ⑤ アスファルト混合物の使用工事において新材を使用する場合
告知書の写し、再生資源化等報告書	特定建設資材を用いた建築物等の解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等で、以下のいずれかに該当する場合 ① 建設物の解体工事で、床面積の合計が8 0 m ² 以上 ② 建築物の新築・増築工事で、床面積の合計が5 0 0 m ² 以上 ③ 建築物の修繕・模様替等の工事で、請負代金の額が1億円以上 ④ 建築物以外の工作物の工事で、請負代金の額が5 0 0 万円以上
有害物質等チェックリスト	建築物の解体工事、修繕、模様替え等の工事の場合

工 事 名		日野市立南平小学校屋内運動場冷暖房設備設置建築工事					
図 番		全 A 1 6 枚 ・ 第 A 2 号		図 名		特 記 仕 様 書 2	
作 成 訂 正 令和6年10月 日 令和 年 月 日		監 理 日 野 市 総 務 部 建 築 営 繕 課					
		設 計 有 限 会 社 ユー企画建築設計事務所 一級建築士第201490号 長谷川 勇					

- ・「建設副産物情報交換システム」（以下「COBRIS（コブリス）」という。）の活用
本工事は、「COBRIS」への登録対象工事であり、受注者は、工事の実施にあたってはシステムの活用を図るものとする。
（システム関する問い合わせ先） 一般財団法人 日本建設情報総合センター（JACIC）内
JACICカスタマーセンター 電話 03-3505-0410
JACICのホームページを参照すること。
- 受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに「COBRIS」にデータの入力を行い、データ入力の都度「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を監督員に提出して確認を受ける。
また、受注者は、「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」の作成並びに提出に当たっては、COBRIS若しくは国土交通省HPにされている様式に必要なデータを入力して作成し、監督員に提出して確認をうける。
- ・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の提示
関係法令に基づき、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を現場に掲示すること。

- * 工事関係図書
(1) 実施工程表
全体工期から関連工事等に要する機器等の総合試運転及び調整期間を差し引いた概成工期（第1編「1.6工事期間」に明記された場合は、これによる。）を定め、関連工事等の作業と競合する部分の建築工事の仕上げ等は、「概成の日」までに完成するよう工程表を作成する。
また、工事の完了が、関連工事等と同時にしゅん功の場合は、これらの調整が完了した日を工事完了日とする（関連工事等は、「一般事項2.20関連工事等の調整」による。）
なお、工程表には「概成の日」を明記し、関連工事との連絡調整を十分に行い、工期末に同時しゅん功するよう協力する。
*概成工期の概念図（概成工期の定義は標準仕様書「1.1.2用語の定義(26)」による。）



- * 試験、施工等の記録
(1) 工事記録写真の撮影は、別に定める「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）の最新版による。
また、工事記録写真撮影計画書の作成は、次による。
○ 作成する。
・ 作成しない。
写真帳の提出は、次による。
○ 提出する。
・ 提出しない。

- * 環境への配慮
(1) 「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等に定める特別品目、特定調達品目及び調達推進品目（以下、「環境物品等」という。）の調達等は、次による。
「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等については、東京都都市整備局ホームページで最新版を参照する。
ア 本工事で指定する環境物品等は、次による。

- (7) 特別品目
○ 建設発生土、普通土（再利用センターからの搬出土による）、改良土
○ 環境配慮型型枠（複合合板型枠等）
「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」（東京都）より抜粋
環境配慮型型枠について
工事の種類、工種、使用部位等に対応する最適なコンクリート型枠を使用するものとし、熱帯雨林を使用しないか又は使用を抑制した型枠（合板型枠（材料は以下ただし書きの①、②を満たすものに限る）金属型枠、再生木材型枠、再生樹脂混入木材型枠、樹脂製型枠、再生樹脂製型枠等）であること。
「再生資源化施設や熱利用（回収、供給）が可能な施設において再生資源化等が可能なものであること。
製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。
中古品を使用した場合でも、環境配慮型型枠であると区別できるのは環境配慮型型枠として扱う。
ただし、施工管理上の理由などによりやむを得ず熱帯雨林材合板を使用する場合は、認証材（FSC、PEFCまたはSGECによるもの）、又は以下の①、②の条件を全て満たすものであること。
① 原木の伐採に当たって生産された国における森林に関する法律に照らして合法な木材
② 維持可能な森林経営が営まれている森林から産出されたもの
なお、国産材合板又は針葉樹材合板、若しくは複合合板を使用する場合も認証材、又は上記①、②の条件を全て満たすものであること。

- (イ) 受注者は、特別品目、特定調達品目、調達推進品目の各品目ごとの[環境物品等使用予定（実績）チェックリスト「財務局版」]を、作成し、施工計画書に添付するなどして監督員に提出し、確認を受ける。

- (ウ) 受注者は、環境物品等の調達が完了した時は、使用した環境物品等の種類に応じ、特別品目の場合は「環境物品等(特別品目)使用予定（実績）チェックリスト（財務局版）」を、特別調達品目の場合は「環境物品等（特定調達品目）使用予定（実績）チェックリスト（財務局版）」を、調達推進目の場合は「環境物品等（調達推進品目）使用予定（実績）チェックリスト（財務局版）」を添付した報告書を監督員に提出する。
また、当該チェックリストの電子情報を格納したCD-R等を、併せて監督員に提出する。
なお、これらの（実績）チェックリストの電子情報については、監督員が貸与したファイルから作成する。

- (2) 化学物質を放散させる建築材料

- ア 本工事に使用する建築材料等については、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するとともに、次の(7)から(イ)までを満たすものとする。
(7) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボードその他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料及び仕上塗材は、ホルムアルデヒド放散量においてはイの規制対象外とし、アセトアルデヒド及びステレンについては発散しないか、又は発散が極めて少ない材料を使用する。
(イ) 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
(ウ) 接着剤に含まれる可塑材は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含まない難揮発のものとする。
(エ) 家具、書架、実験台その他の什器等はホルムアルデヒド放散量についてはイの規制対象外とし、アセトアルデヒド及びステレンについては発散しないか、又は発散が極めて少ない材料を使用する。

- イ 設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」は、次による。
(7) JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品
(イ) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第20条の7第4項に規定する国土交通省大臣認定品
(ウ) 次の表示のあるJAS規格品
a 非ホルムアルデヒド系接着剤使用
b 接着剤等不使用
c 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用
d ホルムアルデヒドを放散しない材料使用
e 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用
f 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用

- * 化学物質の室内濃度測定
揮発性有機化合物の室内濃度測定は、次による。
○ 次のとおり第三者の専門業者に委託して測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認した上で監督員に報告する。なお、改修工事の場合は、工事の完了後に測定する部屋をその着手前にも測定し、測定値を監督員に報告する。
* 揮発性有機化合物の室内濃度測定
1. 化学物質の室内濃度測定方法は、次による。
なお、他の測定方法による場合は、採用した測定機器の特性等を考慮し、事前に監督員と協議する。
アクティブ型採取機器による固相吸着／溶媒抽出－ガスクロマトグラフ法

2. その他の事項
(1) 工事中においても、利用者に影響のない範囲で室内換気をする事。
(2) 使用材料等の化学物質成分が分かる、製品安全データシート（MSDS）等の資料を提出する事。
(3) 測定の結果、厚生労働省の定める指針値を上回った場合の措置は、監督員と協議する。

3. 対象物質の厚生労働省の定める指針値
・ホルムアルデヒド 100 μg/m³ 0.08ppm
・トルエン 260 μg/m³ 0.07ppm
・キシレン 200 μg/m³ 0.05ppm
・エチルベンゼン 3,800 μg/m³ 0.88ppm
・ステレン 220 μg/m³ 0.05ppm
・アセトアルデヒド 48 μg/m³ 0.03ppm
(商単位の換算は、25℃の場合による。)
注) 上記以外の測定方法による場合は、監督員と協議する。

- (4) 測定する室及び箇所（回数）
- | 室名 | 室数 | カ所数 | 回数／時期 | 計 |
|-----|-----|------|----------|---|
| 体育室 | 1居室 | 各1箇所 | 工事着手時 1回 | 1 |
| | | | 工事完了時 1回 | 1 |
| 計 | | | | 2 |

- (5) 測定する室の温度
1. 摂氏20度を原則とする。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議する。
2. 空気資料の採取方法は、原則として、厚生労働省から示されている「室内空気中化学物質の採取方法と測定方法」による。ただし、トラベルブランク等は不要とする。その他、本工事に摘要が困難な部分については、監督員と協議する。
3. 監督員立会い（必要に応じて）の上、空気資料の採取を行うこと。
4. 測定結果が厚生労働省の定める指針値を上回った場合は、原因を究明し、解決後再度測定し、指針値以下であることを確認し、監督員に報告すること。なお、原因究明に要する費用及び再度の測定に要する費用等は、請負者の負担とする。

- * 石綿含有建材の取り扱い
事前調査
(1) 新築、改築、増築等の場合でも既存構造物に影響を与える場合は同様の調査を行う。これには外構工事における工作物等も含む。なお、事前調査を行うことができる石綿等に関する知識を有する者等とは以下の者である。
① 建築物石綿含有建材調査講習登録規定（平成30年10月23日厚生労働省 国土交通省 環境省告示第1号 令和2年7月1日改正）に基づき厚生労働省に登録された機関が行う講習を修了した建築物石綿含有建材調査者（特定、一般）
② （一社）日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたもの
ただし、戸建て住宅及び共同住宅の住戸部分の内部の事前調査に限っては、前記「登録規定」に基づく講習を終了した戸建て等石綿含有材調査者もおこなうことができる。

- イ 分析方法は、次による。
○ JIS A 1481-1（定性分析）
「分析を行う者は、十分な経験及び必要な能力を有するもの」については、「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等のばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針に基づく石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」（厚生労働省）を参考とする。また、試料採取に際して、石綿の飛散防止を徹底するとともに、採取後は石綿飛散防止材（固化剤）を散布し、粉じんが飛散しないよう補修する。
○ 本工事であらかじめ分析調査を指定する箇所は無い。
ウ 事前調査の結果について、法令に基づき、報告対象となる場合は、石綿の使用の有無に関わらず、原則として「石綿事前調査結果報告システム」により、労働基準監督署及び区役所、市役所又は多摩環境事務所等に報告する。また、報告した旨を示す資料（システム登録時の確認メール等）を監督員に提示すること。
なお、石綿含有吹付け材の除去等を行う場合の官公署への届出とは別であることに留意すること。

- (参考) 【報告対象となる工事】
①解体部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事
②請負金額が税込100万円以上の建築物の改修工事
③請負金額が税込100万円以上の特定の工作物の解体または改修工事
* いずれかに該当する場合は、石綿の使用の有無に関わらず報告が必要。
* 事前調査結果の報告は原則として、「石綿事前調査結果報告システム」に登録し、一括で行うこととなっている。

- 詳細は、厚生労働省HP「石綿総合情報ポータルサイト」、東京都環境局「東京都アスベスト情報サイト」等を参照。
エ 事前調査の結果について、法令に基づき、定められた大きさの掲示板を公衆及び作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示する。
(2) 本工事の対象である建築物その他の施設等において、石綿の含有の有無が判明している建材等は、次による。
改修作業に先立って実施した事前調査の分析調査結果は下記による。

資料 No	採取箇所	定性分析結果				石綿含有判定結果		定量分析結果
		X線回析分析法	分散染色法			石綿の有無	石綿の種類	
		石綿の有無	石綿の種類	石綿の有無	石綿の種類			石綿含有率
1	外壁 吹付タイル	無	—	無	—	無	—	—

- * 竣工図等
電子納品
電子黒板を用いた写真（以下、「電子黒板写真」という。）の納品については、次による。
電子黒板写真並びに電子黒板写真を管理したビューアソフトは、工事完了時に電子納品対象成果物として納品する。なお、納品時にJACICが提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）等を用いて、電子黒板写真の信憑性確認を行い、その結果を監督員に提示又は提出する。
JACICが提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）については、JACICホームページを参照する。

- 竣工図面の作成にあたっては、監督員の承諾を得て設計原図を複写訂正し、竣工原因としても良い。種類、記入内容及び提出部数は、次による。
(1) 焼付図 見開製本 (A2) 1部 (文字なし観音開き)
" " (A3) 1部 (文字入り観音開き)
(2) 電子データ版（CD-R） 2部
(3) 保全に関する資料：「1.8.3保全に関する資料」による

工 事 名	日野市立南平小学校屋内運動場冷暖房設備設置建築工事		
図 番	全A16枚・第A3号	図 名	特 記 仕 様 書 3
作 成 訂 正 令和 年 月 日	監 理 日 野 市 総 務 部 建 築 営 繕 課		
		設 計 有限会社 ユー企画建築設計事務所 一級建築士第201490号 長谷川 勇	

（第2章以下各章で記述のないものは標準仕様書に準じる。）

■ 第2章 仮設工事

■ ■ 一般事項

＊仮設材料

仮設材料は、品質管理が容易で、適正な性能を有する物とする。

特記の指示のない場合は、新品以外の経年仮設材料を使用することができる。
ただし、腐食、変形等による品質低下のおそれのないものとする。

■ ■ 縄張り、遣方、仮囲い、足場等

＊仮囲い等

本工事の施工に当たり、別途指示する位置に、次の仮囲いを設置する。

- ・ 成形鋼板 H＝3. 0 m
- ・ 波形鋼板 H＝1. 8 m
- バリケードフェンス H＝1 8 0 0 m+シート養生

仮囲い以外の指定する仮設は、次による。
○ 仮設計画図による

＊足場等

○ 枠組み足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省平成2 1 年4 月）」により、設置については「手すり先行工法による足場設置基準」による「働きやすい安心感のある足場の基準」とし、改善措置機材による場合は手すり先行専用足場型と同等の機能を確保するものとする。

足場の組立、解体又は変更の作業に係る業務を行う場合は、安全衛生特別教育規程に定める、足場の組立等の業務に係る特別教育を終了した者又は足場の組立等作業主任技能講習を修了した者等が行うこととする。
○ 仮設足場については、次のものを想定している。
・足場の設置か所、シート等の設置については、図面による。
・手すり先行くさび緊結式足場

＊内・外部足場等の仮設物については、分離発注工事業者も使用できるものとする。

■ ■ 材料置場、下小屋その他仮設物

＊監督員事務所の規模、仕上げ及び備品等

監督員事務所の設置は、次による。

- 設置しない。
- ・ 設置する。

■ 第3章 土工事

■ ■ 一般事項

＊敷地整理

- （1） 工事の支障となる樹木の処置及び設計GLより盛られている土は、次による。
設計GLまで盛られている土は、根切り前に設計GLまであらかじめ鋤取る事。
雑草等は根切工事前に刈り取る事。

■ ■ 根切り及び埋戻し

＊埋戻し及び盛土

- （1） 埋戻し及び盛土の材料は、1. 1. 1 6「建設副産物の処理」による。

＊建設発生土の処理

- （1） 建設発生土の処理は、1. 1. 1 6「建設副産物の処理」による。

■ ■ 山留め

＊山留めの設置

- （2） 山留めは、次による。
・深さ1. 5 m以上の根切りを行う場合は、山留めを設ける。ただし、地盤が崩壊するおそれのない時及び周囲の状況により安全上支障がない時は、この限りでない

＊山留めの撤去

- （2） 山留めの存置は、次による。
○ 行わない。
・ 次により、存置する。

■ 第4章 地業工事

■ ■ 第1節 一般事項

- 4. 1. 1 適用範囲
この章は、地業工事の試験・砂利・砂・割石・捨てコンクリート地業等に適用する。

- 4. 1. 3～4. 1. 5の杭の関係する事項は適用しない。

■ ■ 第2節 試験及び報告書

- 4. 2. 1～4. 2. 3の杭の関係する事項は適用しない。

4. 2. 4 地盤の載荷試験

- （1） 地盤の載荷試験は、次による。
○ 行わない。

■ ■ 第3節 既製コンクリート杭地業

本節に係る事項は適用しない。

■ ■ 第4節・5節 鋼杭地業・場所打ちコンクリート杭地業

本節に係る事項は適用しない。

■ ■ 第6節 砂利、砂、割り石及び捨てコンクリート地業等

- 4. 6. 1 適用範囲 砂利、砂、割栗、捨てコンクリート地業に適用する。

4. 6. 2 材料

- （1） 砂利地業に使用する砂利は、次による。
 - 再生クラッシャラン（RC-4 0）
 - ・ 切込み砂利
 - ・ 切込み砕石

4. 6. 3 砂利及び砂地業

- （1） 砂利及び砂地業の厚さは図面による他特記が無い場合は50mmとする。
- （5） 目つぶし砂は、再生クラッシャラン（RC-40）

4. 6. 4 割り石地業

- （1） 割り石地業の厚さは図面による他特記が無い場合は100mmとする。

4. 6. 5 捨てコンクリート地業

- （1） 捨てコンクリートの厚さは図面による他特記が無い場合は50mmとする。

4. 6. 6 床下防湿層

- （1） 防湿層の適用及び範囲は、次による。
 - ・ 適用範囲は、図面による。
 - 適用しない。

■ 第5章 鉄筋工事

■ ■ 第1節 一般事項

5. 1. 1 適用範囲

この章は空調室外機基礎及び土間等の鉄筋工事に適用する。

- 5. 1. 2～5. 1. 3は標準仕様書による。

■ ■ 第2節 材料

5. 2. 1 鉄筋

鉄筋の種類は、次による。

種類の記号	呼び名（mm）
○SD295	○ D10、D13、D16
・SD345	・ D19、D22

5. 2. 2 溶接金網

溶接金網の使用はない。

- 5. 2. 3～5. 2. 4は標準仕様書による。

■ ■ 第3節 加工及び組立ては標準仕様書による。

■ ■ 第4節・第5節 ガス圧接及び機械継手に該当する工事はない。。

■ 第6章 コンクリート工事

■ ■ 第1節 一般事項

6. 1. 1 適用範囲

この節は、工事現場施工のコンクリート工事に適用する。

- 6. 1. 2～6. 1. 3は標準仕様書による。

■ ■ 第2節 コンクリートの品質

6. 2. 1 コンクリートの種類

- （1） は標準仕様書によるⅠ類とする。
- （2） コンクリートの使用骨材による種類は、次による。
 - 普通コンクリート
 - ・ 軽量コンクリート

レディーミクストコンクリートの種別

レディーミクストコンクリートの類別は、次による。

- Ⅰ類
- ・ Ⅱ類

- （3） 適用するコンクリートの使用材料、施工条件等は、次による。

- 標準の場合におけるコンクリートの取扱い
 - ・ 高い強度のコンクリートの取扱い

- ・ 高炉セメントB種を用いる普通コンクリート（アルカリ骨材反応抑制対策に使用する場合）
 - ・ 暑中におけるコンクリートの取扱い

6. 2. 2 コンクリートの強度

コンクリートの設計基準強度（Fc）は、次による。

設計基準強度（Fc）	スランブ（cm）	適用範囲
○ 21 N／・mm ²	18 cm	空調室外機基礎・土間等
・ 24 N／・mm ²	18 cm	耐久設計基準強度
・ 27 N／・mm ²	18 cm	

6. 2. 3 気乾単位容積重量

普通コンクリートの気乾単位容積質量は、次による。

- ・ 2. 2 t／m³
- 2. 3 t／m³
- ・ 2. 4 t／m³

6. 2. 4 ワークビリティー及びスランブ

- （1） は標準仕様書による。
- （2） コンクリートのスランブは、次による。

打ち込み箇所	基礎・基礎梁・土間コンクリート・擁壁
・ スランブ	15 cm
○ スランブ	18 cm

6. 2. 5 コンクリートの仕上がり

- （1） コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容差

コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容差並びにその測定方法は、標準仕様書 表6. 2. 3に基づき、施工計画書の品質計画において定める。

- （2） コンクリート表面の仕上がり状態

種 別	使用箇所
・ A種	外部壁吹付け塗装コンクリート打ち放し面
○ B種	仕上げ塗材を施すコンクリート表面：空調室外機及びフェンス基礎
・ C種	土中部分

■ ■ 第3節 コンクリートの材料及び調査

6. 3. 1 は標準仕様書による。

セメントの種類は、ポルトランドセメントとする。

6. 3. 2 コンクリートの調査

コンクリート強度の気温による補正值（T）の地区

セメントの種類	地 区	コンクリート打込み後28日までの期間の予想平均気温の範囲（℃）
	補正值	6 N/mm ² 3 N/mm ²
普通ポルトランドセメント	・ A地区	12/6～2/17 【7/4～9/14】 2/18～7/3 9/15～12/5
	○ B地区	11/24～2/24 【7/7～9/6】 2/25～7/6 9/7～11/23
	・ C地区	11/14～3/2 【7/6～8/27】 3/3～7/5 8/28～11/13

【 】内は、暑中コンクリート適用期間を示す。

■ ■ 第4節 レディーミクストコンクリートの発注、製造及び運搬

- 6. 4. 1～6. 4. 3は標準仕様書による。

■ ■ 第5節 普通コンクリートの品質管理

- 6. 5. 1～6. 5. 5 は標準仕様書による。

■ ■ 第6節 コンクリートの工事現場内運搬並びに打込み及び締固め

- 6. 6. 1～6. 6. 9 は標準仕様書による。

■ ■ 第7節～第9節は標準仕様書による。

■ ■ 第10節 軽量コンクリート及び第1 1 節無筋コンクリートは該当項目なし。

工 事 名	日野市立南平小学校屋内運動場冷暖房設備設置建築工事		
図 番	全A16枚・第A4号	図 名	特 記 仕 様 書 4
作成 訂正 令和 年 月 日	監 理 日 野 市 総 務 部 建 築 営 繕 課 設 計 有限会社 ユー企画建築設計事務所 一級建築士第201490号 長谷川 勇		

- ■ 第 1 2 節 暑中におけるコンクリートの取り扱い
- 6.8.1 適用範囲
- (1) コンクリート打ち込み時における外気温が、25℃を超える場合に適応する。
- (2) 適用期間は6.3.2の表による。
- ■ 第 1 3 節 寒中コンクリート及び第 1 4 節 特殊コンクリートは該当項目なし。

- 第 7 章 鉄骨工事（本工事には構造用鉄骨の使用は無い。）
- その他仕様書に該当する造作用鉄骨の使用は下記による。

- ■ 第 4 節 高力ボルト接合及び第 5 節 普通ボルト接合は標準仕様書による。
- ボルト接合は、普通ボルト接合により、使用箇所及びサイズは図面による。

- ■ 第 8 節 さび止め塗装
- 7.8.1から7.8.2 は標準仕様書による他下記による。
- 標準仕様書 表18.3.1 「鉄鋼面さび止め塗料の種類」のB種とする。
- 7.8.3～7.8.4の項目に該当する事項はない。

- ■ 第 1 1 節 軽量形鋼及び第 1 2 節 溶融亜鉛メッキ工法は標準仕様書による。

- 第 9 章 防水工事

- ■ 第 1 節 共通事項は標準仕様書による。第 2 節～第 6 節は該当なし。

- ■ 第 7 節 シーリング

- 9.7.1～9.7.5 は標準仕様書による。

部位別使用材料

被着体の組み合わせ			シーリング材の種類	
			記号	主成分による区分
金属	金属		MS-2	変成シリコーン系
	コンクリート、石、タイル			
	ガラス		SR-1	シリコーン系
	A L C	仕上りなし	MS-2	変成シリコーン系
		仕上りあり	PU-2	ポリウレタン系
	押出成形セメント板		MS-2	変成シリコーン系
ガラス	ガラス		SR-1	シリコーン系
石	石（外壁乾式工法以外）		PS-2	ポリサルファイド系
コンクリート	プレキャストコンクリート		MS-2	変成シリコーン系
	打継ぎ目地	仕上りなし	PS-2	ポリサルファイド系
		仕上りあり	PU-2	ポリウレタン系
	石、タイル		PS-2	ポリサルファイド系
	A L C	仕上りなし	MS-2	変成シリコーン系
		仕上りあり	PU-2	ポリウレタン系
	押出成形セメント板	仕上りなし	MS-2	変成シリコーン系
		仕上りあり	PU-2	ポリウレタン系
A L C	A L C	仕上りなし	MS-2	変成シリコーン系
		仕上りあり	PU-2	ポリウレタン系
押出成形セメント板	押出成形セメント板	仕上りなし	MS-2	変成シリコーン系
		仕上りあり	PU-2	ポリウレタン系
タイル	タイル		PS-2	ポリサルファイド系
アルミニウム製建具等の工場シール				
内部水回り			SR-1	シリコーン系

- 第 1 2 章 木工事
- ■ 第 1 節 共通事項～第 7 節 壁及び天井下地は下記の他、標準仕様書による他下記による。
- 接着剤
- 木工事に用いる接着剤は、トルエン等の含有量の少ない規格品とし、接着材に含まれる可塑剤はフル酸ジエーテルブチル及びフタル酸ジエーテルヘキシルを含まない難揮発性（沸点300℃以上）のものとする。JIS規格でホルムアルデヒド放散等級が示されているものは、全てF☆☆☆☆とする。
- 塗布に当っては、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとるものとする。また施工時、施工後の通風、換気を十分に行い、室内に発散した化学物質等を室外に発散させる。
- (1) 使用する集成材及び単板積層材は、次による。
- 米つが・シナを標準とし、ホルムアルデヒドの放散量は、JASによるF☆☆☆☆とする。
- 床・壁張り用合板等
- (1) 合板は、次による。
- なお、ホルムアルデヒド放散量は、JASによるF☆☆☆☆とする。

合板の種類	厚さ	品質等	備 考
○コンクリート型枠用合板	12mm		
○普通合板（シナ・ラワン）	5.5mm 9.0mm 12.0mm	1類	

- 第 1 3 章 屋根及びとい工事（改修）
- 屋根改修は設計図書による他、下記メーカー品同等以上の仕様とする。
- アーキヤマデ株式会社 リベットルーフレCS-RI工法（瓦葺屋根の改修）高耐久シート貼り仕様
田島ルーフィング株式会社 ビュートップKB-VIT-U815（瓦葺屋根の改修）高耐久シート貼り仕様

- 第 1 4 章 金属工事は第 1 節～第 8 節まで標準仕様書による。

- 第 1 8 章 塗装工事
- ■ 第 1 節 共通事項
- 18.1.1 一般事項
- この章は、建物内外のコンクリート、木部、金属、ボード類、珪藻土等の素地に塗装を施す工事に適用する。
- 18.1.2～18.1.7 は標準仕様書による。
- ■ 第 2 節 素地ごしらは標準仕様書による。
- 18.2.1 一般事項
- この章は、建物内外のコンクリート、木部、金属、ボード類、珪藻土等の素地ごしらえに適用する。
- 18.2.2～18.2.7の各材料の素地ごしらは標準仕様書の特記の無い場合いによる種別とする。

- ■ 第 3 節 さび止め塗料塗り は下記による他標準仕様書による。
- さび止め塗料は、原則として鉛を含まないものとする。ただし、これによりがたい場合は監督員と協議する。
- 18.3.2～18.3.3の各材料の錆止め塗料塗りは標準仕様書の特記の無い場合いによる種別とする。
- ■ 第 4 節～第 1 3 節 各塗装材塗りは標準仕様書の特記の無い場合による種別とする。

- 第 1 9 章 内装工事
- ■ 第 1 節 共通事項
- 19.1.1 は標準仕様書による。
- 19.1.2 基本品質
- 塗料の塗布及び接着剤の使用に当たっては、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な感想時間をとる。また、施工時及び施工後の通風、換気を十分に行い。室内に発散した化学物質等を室外に放出させる。
- ■ 第 7 節 セッコウボード、その他ボード及び合板張り
- 19.7.1～19.7.3 は標準仕様書による他、下記による。
- (1) セッコウボード、その他のボード類の種類、厚さ等は、次による。
- なお、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒドの放散等級はJISによるF☆☆☆☆又は大臣認定とする。

種 類	規格・区分等	厚さ (mm)	使用箇所
・石膏ボード（JIS A 6901）	準不燃	9.5	天井
	不燃	12.5	壁
	不燃	15	準耐火構造壁
○ 0.8けい酸カルシウム板（0.8FK）	タイプ2（無石棉）	5	天井
	タイプ2（無石棉）	8	壁
	タイプ2（無石棉）	12	壁
・化粧石膏ボード（JIS A 6901）	準不燃	9.5	天井

- (2) 合板の種類は、次による。

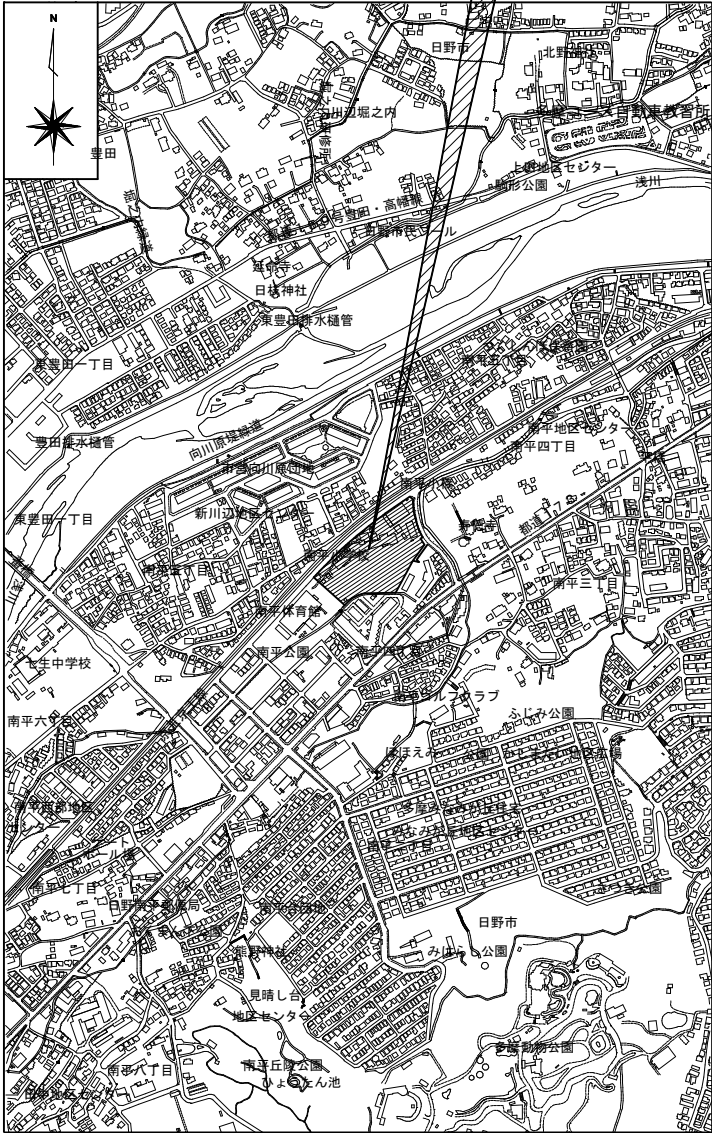
種類	品質	樹種	厚さ等	ホルムアルデヒドの放散量	使用箇所
○シナ合板	標準仕様書 19.7.2 (3) 7による。	針葉樹	○ 4.0mm ・ 5.0mm ○ 15mm ○ 21mm	○ F☆☆☆☆（JAS） ○ 非ホルムアルデヒド系 接着剤使用（JAS） ○ 大臣認定	ギャラリ 軒天
・天然木化粧合板			・化粧単板の厚さ 0.3mm未満	・ F☆☆☆☆（JAS） ・ 非ホルムアルデヒド系 接着剤使用（JAS） ・ 大臣認定	
・特殊加工化粧合板			・板厚さ5.0mm	・ F☆☆☆☆（JAS） ・ 非ホルムアルデヒド系 接着剤使用（JAS） ・ 大臣認定	

- 第 2 1 章 外構工事

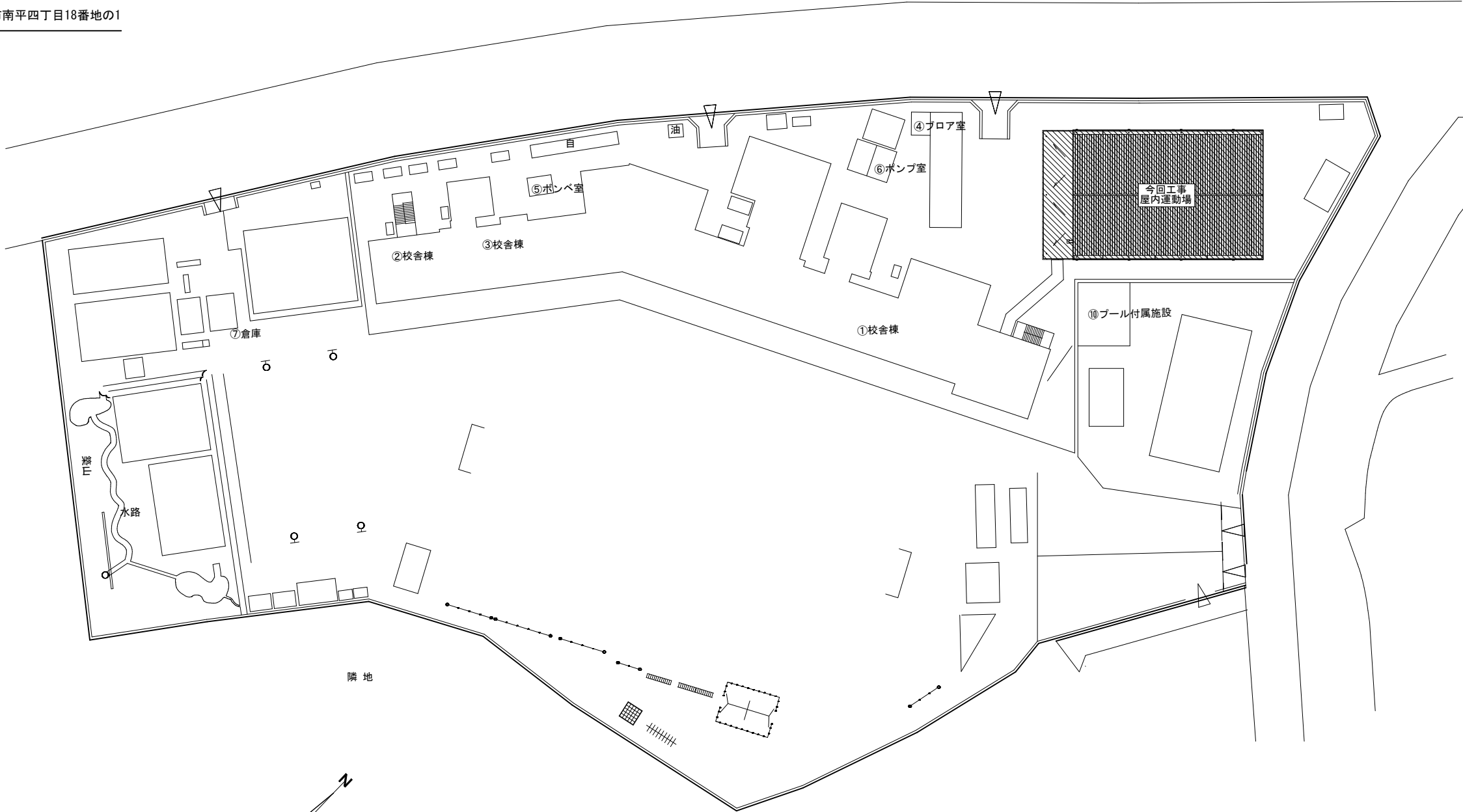
- ■ 第 1 節 共通事項 は標準仕様書による。
- ■ 第 2 節 舗装工事 標準仕様書による他下記による。
- 断面・範囲・仕様は外構図参照のこと。
- ■ その他
- ・スチールメッシュフェンス
- 朝日スチール工業（株） 朝日アルフェンスA型H=2400同等品以上
- ・空調室内機 防球ガード下記メーカー同等品以上とする。
- エジソンハードウェア株式会社
日晴金属株式会社
- ・肋木・防球ネット（見積採用カタログ）
- 株式会社 都村製作所
- ・屋根断熱工事
- アーキヤマデ株式会社
リベットルーフレCS-RT工法同等品以上とする。

工 事 名		日野市立南平小学校屋内運動場冷暖房設備設置建築工事			
図 番		全A16枚・第A5号		図 名	特 記 仕 様 書 5
作 成 訂 正 令和 年 月 日	令和6年10月 日	監 理 日 野 市 総 務 部 建 築 営 繕 課			
		設 計 有限会社 ユー企画建築設計事務所 一級建築士第201490号 長谷川 勇			

工事場所：東京都日野市南平四丁目18番地の1



案内図 S=1:8600



配置図 S=1:600

工 事 名	日野市立南平小学校屋内運動場冷暖房設備設置建築工事		
図 番	全A16枚・第A6号	図 名	案内図・配置図
作 図	令和6年10月 日	監 理 日 野 市 総 務 部 建 築 営 繕 課	
訂 正	令和 年 月 日		
		設 計	(有) ユー企画建築設計事務所 一級建築士第201490号 長谷川 勇

凡 例



: 天井吊り空調 (AC) 室内機を示す。



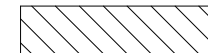
: 壁掛け空調 (AC) 室内機を示す。



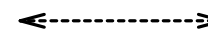
バリアードフェンス+シート養生 H=1800



床: シート養生 + 合板 t=5.5mm 敷込み
天井: 防球ネット養生



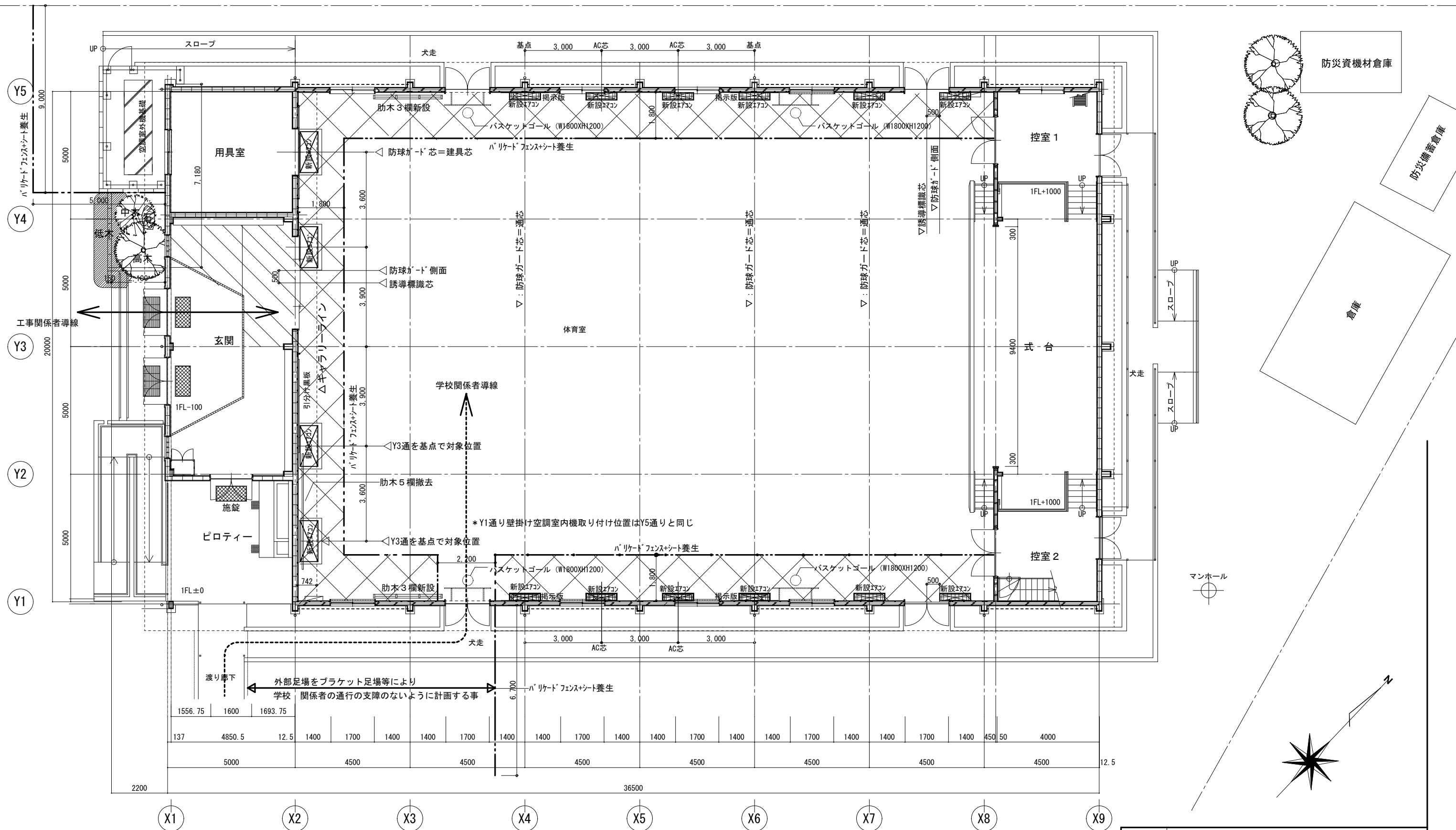
床: シート養生



学校関係者導線

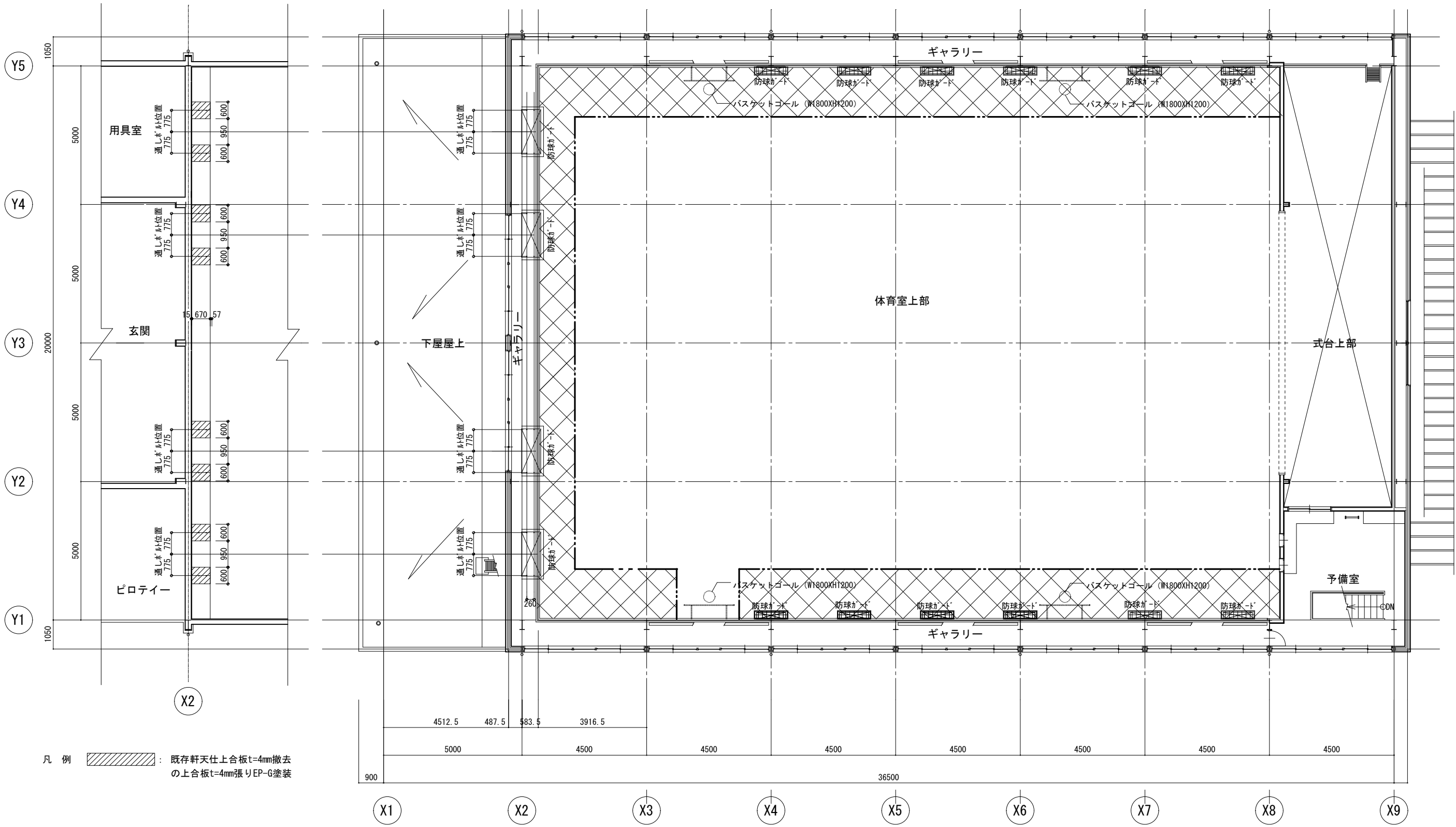


工事関係者導線



1 階平面図 S=1/100

工 事 名	日野市立南平小学校屋内運動場冷暖房設備設置建築工事		
図 番	全 A 16 枚・第 A 7 号	図 名	1 階 平 面・仮設計画図
作 図	令和 6 年 10 月 日	監 理	日 野 市 総 務 部 建 築 営 繕 課
訂 正	令和 年 月 日	設 計	有限会社 ユー企画建築設計事務所

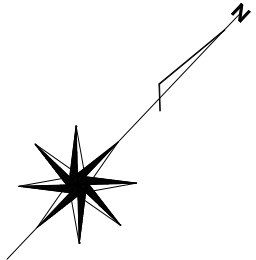


凡 例 : 既存軒天仕上合板t=4mm撤去
の上合板t=4mm張りEP-G塗装

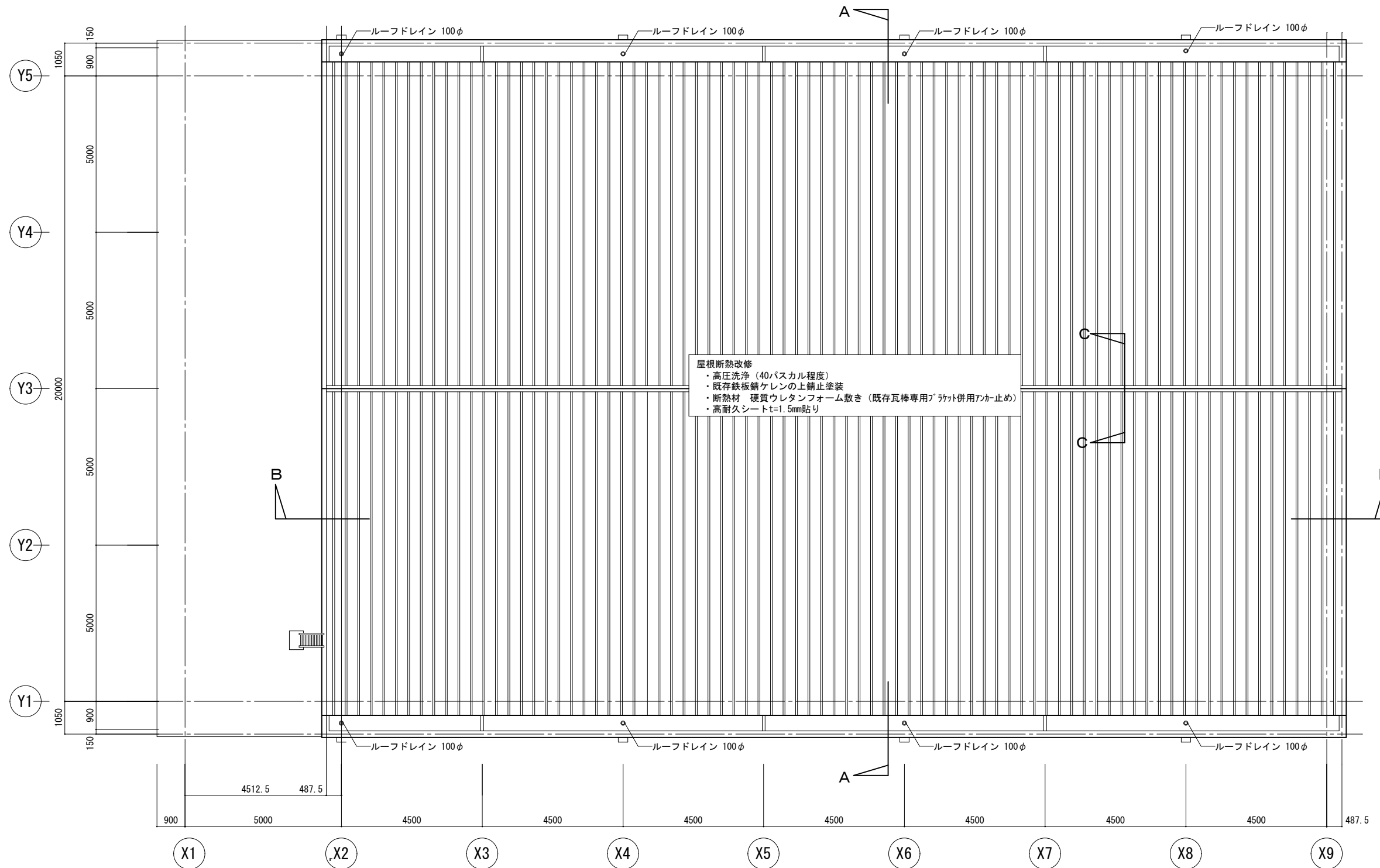
ギャラリー軒天部分
天井伏図 S=1/100

2階平面図 S=1/100

凡 例 防球ネット養生

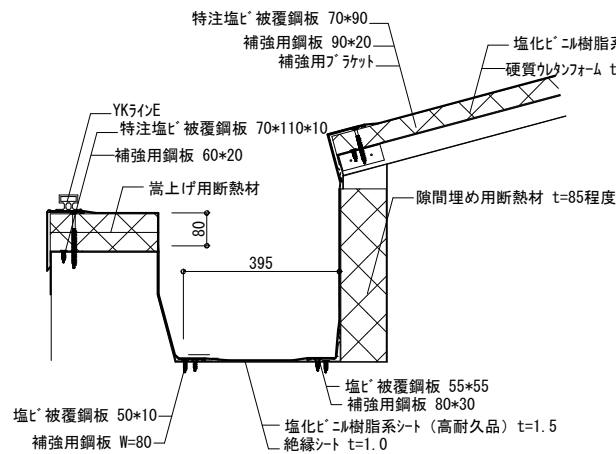


工 事 名 日野市立南平小学校屋内運動場冷暖房設備設置建築工事			
図 番	全A16枚・第A8号	図 名	2階平面・仮設計画図 ギャラリー軒天部分天井伏図
作 図	令和6年10月 日	監 理 日 野 市 総 務 部 建 築 営 繕 課	
訂 正	令和 年 月 日		
		設 計 有限会社 ユー企画建築設計事務所	一級建築士第201490号 長谷川 秀

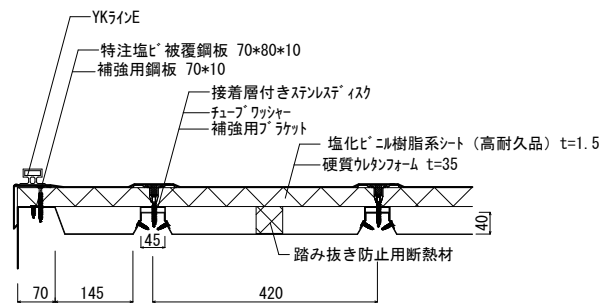


屋根断熱改修
・高圧洗浄（40バ斯卡ル程度）
・既存鉄板錆ケレンの上錆止塗装
・断熱材 硬質ウレタンフォーム敷き（既存瓦棒専用ﾌﾞﾗｯｸﾄ併用ﾌﾞﾗｯｸﾄ止め）
・高耐久シートt=1.5mm貼り

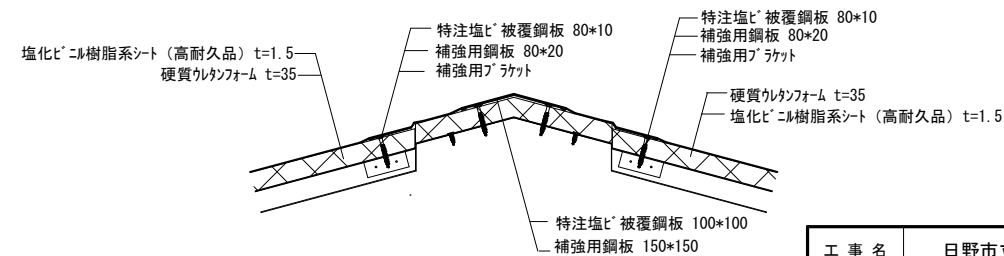
屋根伏図 S=1/100



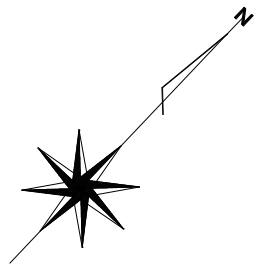
A-A納り詳細図 S=1/10



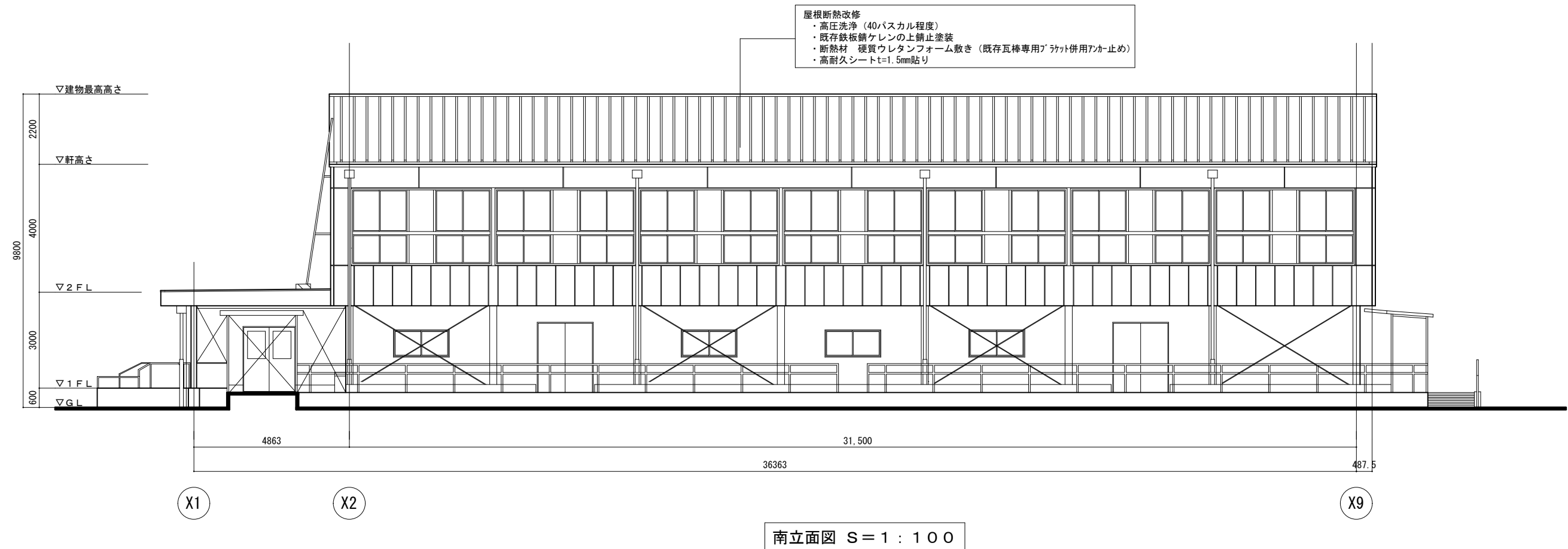
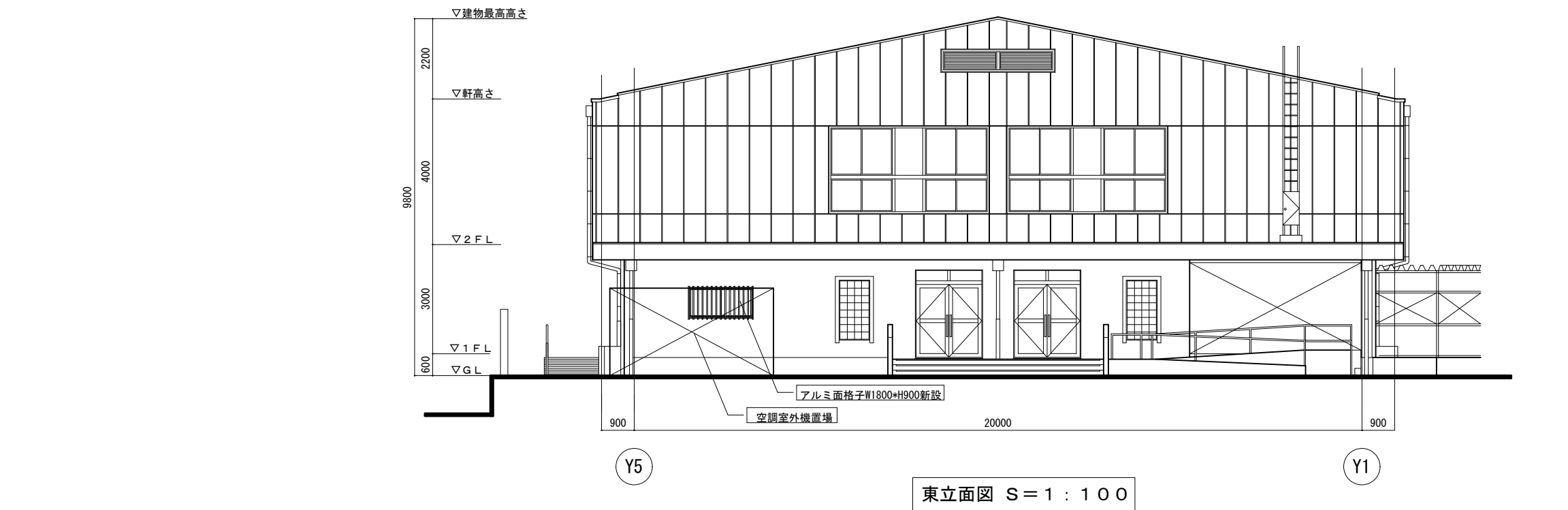
B-B納り詳細図 S=1/10



C-C納り詳細図 S=1/10

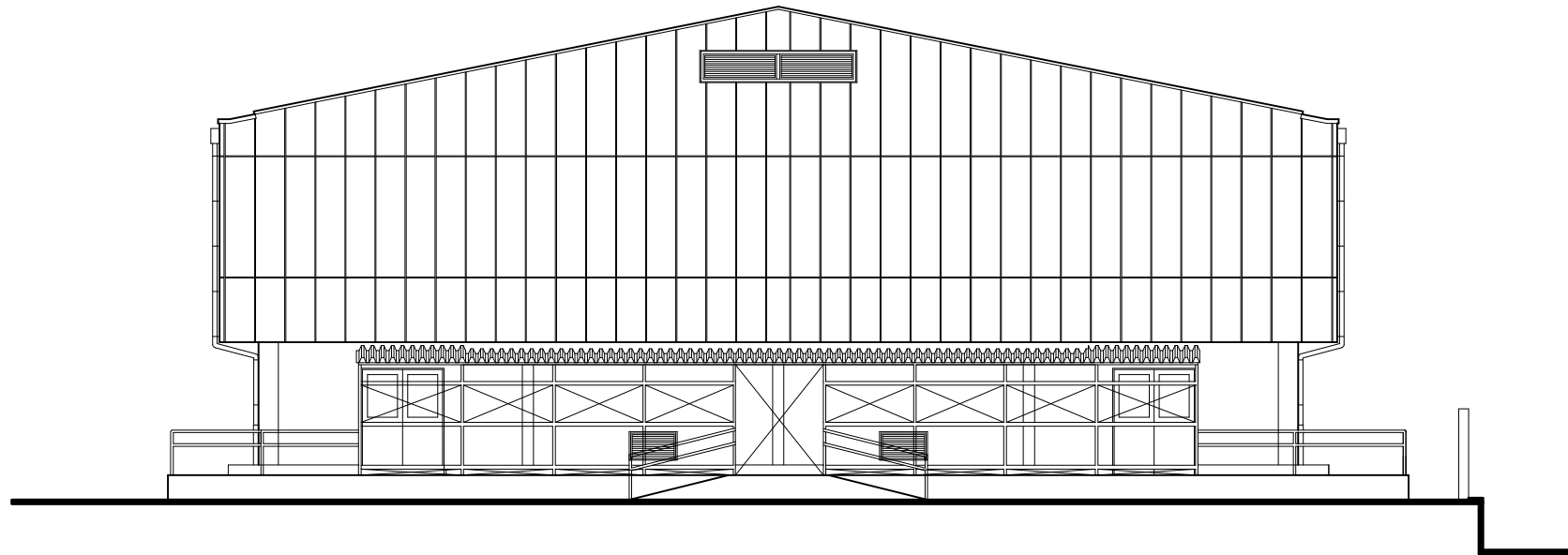


工事名	日野市立南平小学校屋内運動場冷暖房設備設置建築工事		
図番	全A16枚・第A9号	図名	屋根伏図 屋根断熱納り詳細図
作図 訂正	令和6年10月 日 令和 年 月 日	監理 日野市総務部建築営繕課 設計 有限会社 ユー企画建築設計事務所	
		一級建築士第201490号 長谷川 秀	

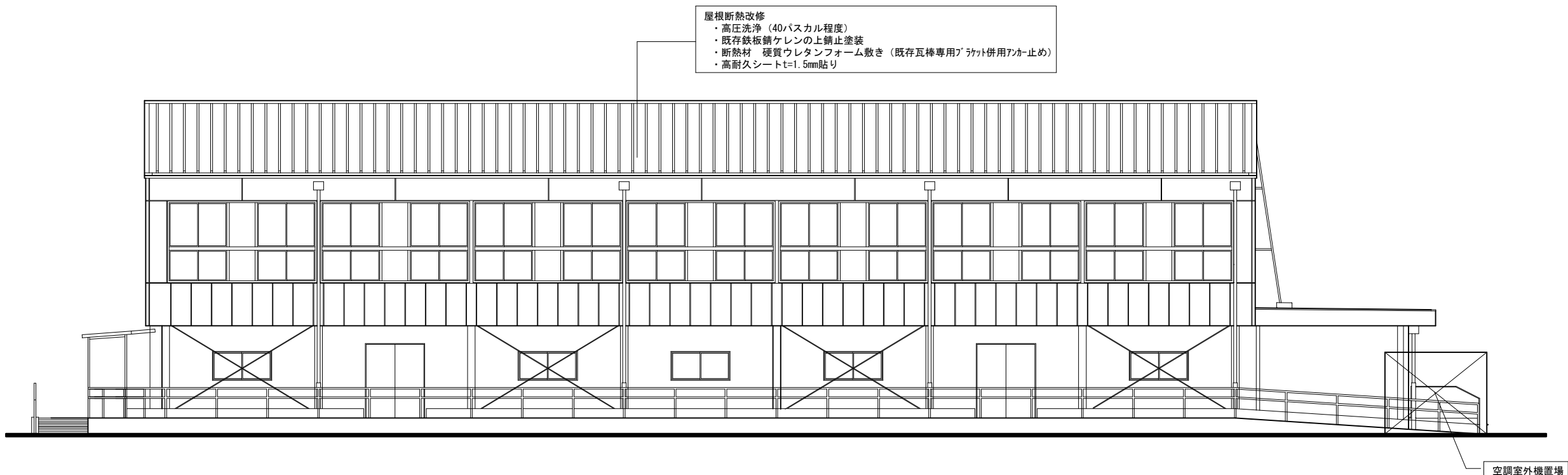


工事名	日野市立南平小学校屋内運動場冷暖房設備設置建築工事		
図番	全A16枚・第A10号	図名	立面図 1
作成 令和6年10月 日	監理 日野市総務部建築営繕課 設計 有限会社 ユー企画建築設計事務所		
訂正 令和 年 月 日			

一級建築士第201490号
長谷川 勇

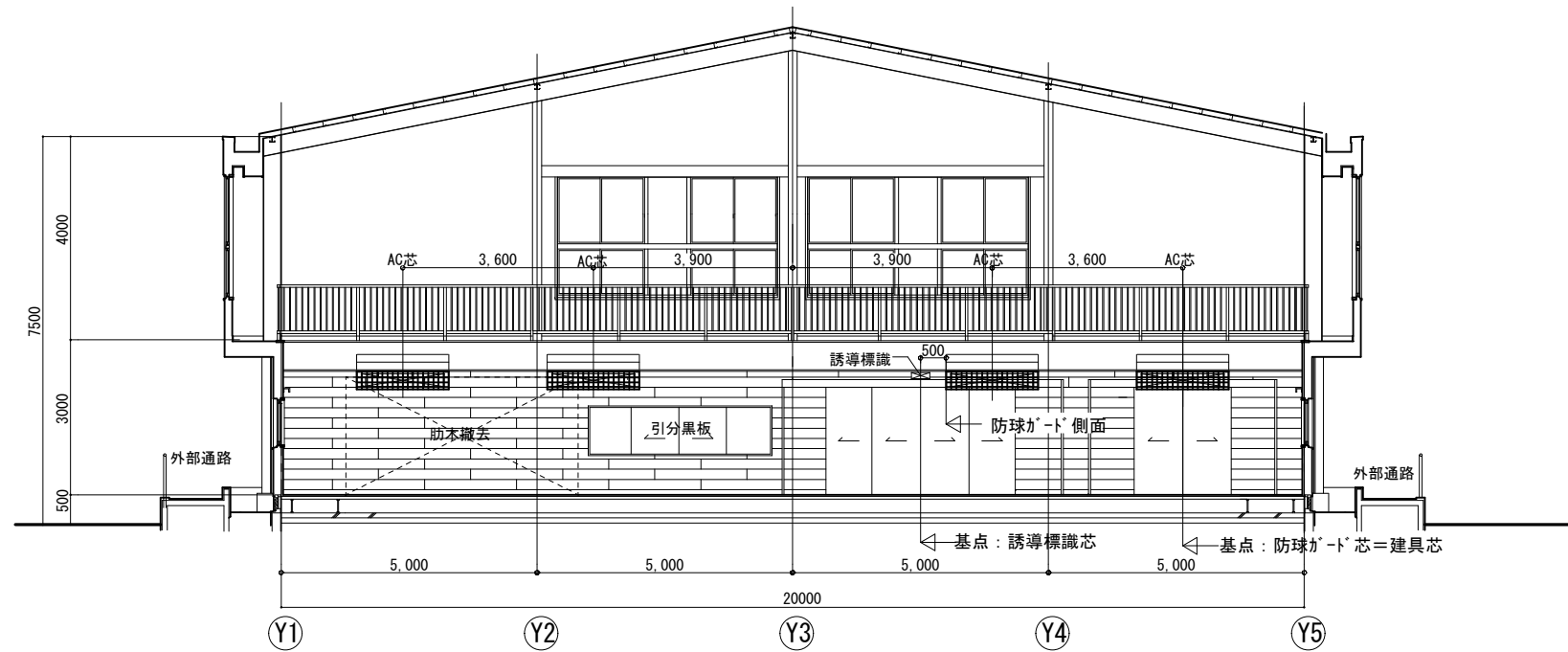


西立面図 S = 1 : 100

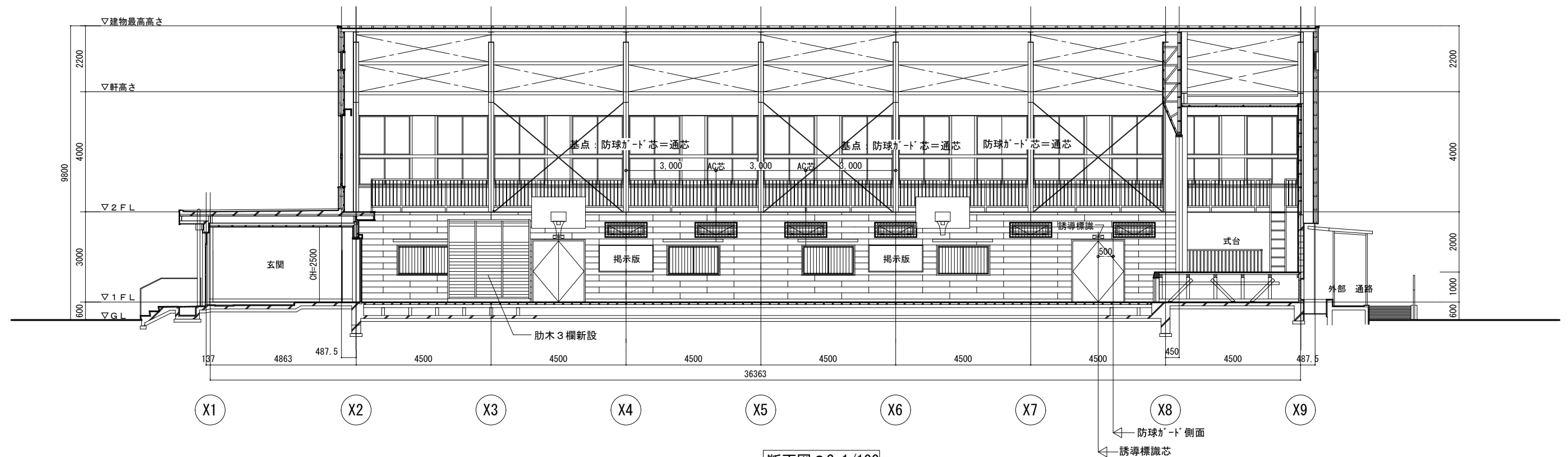


北立面図 S = 1 : 100

工事名	日野市立南平小学校屋内運動場冷暖房設備設置建築工事		
図番	全A16枚・第A11号	図名	立面図 2
作成 令和6年10月 日	監理 日野市総務部建築営繕課		
訂正 令和 年 月 日	設計 有限会社 ユー企画建築設計事務所 一級建築士第201490号 長谷川 勇		

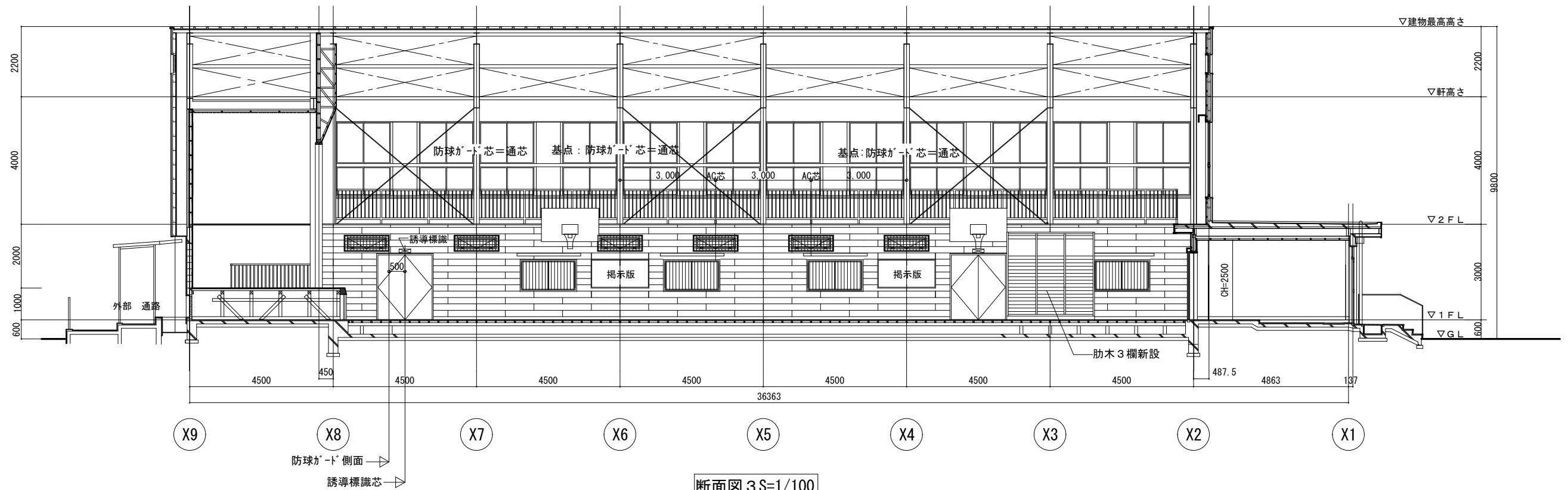


断面図 1 S=1/100



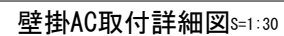
断面図 2 S=1/100

工事名	日野市立南平小学校屋内運動場冷暖房設備設置建築工事		
図番	全A16枚・第A12号	図名	断面展開図 1
作成 令和6年10月 日	監理 日野市総務部建築営繕課		
訂正 令和 年 月 日	設計 有限会社 ユー企画建築設計事務所 一級建築士 第201490号 長谷川 勇		



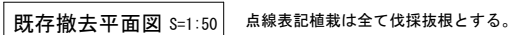
工事名	日野市立南平小学校屋内運動場冷暖房設備設置建築工事		
図番	全A16枚・第A13号	図名	断面展開図 2
作成 訂正	令和6年10月 日 令和 年 月 日	監理 日野市総務部建築営繕課 設計 有限会社 ユー企画建築設計事務所	
		一級建築士第201490号 長谷川 勇	

- ・ 高圧洗浄（40バスカル程度）
- ・ 既存鉄板錆ケレンの上錆止塗装
- ・ 断熱材 硬質ウレタンフォーム敷き（既存瓦棒専用ブラケット併用アンカ止め）
- ・ 高耐久シートt=1.5mm貼り

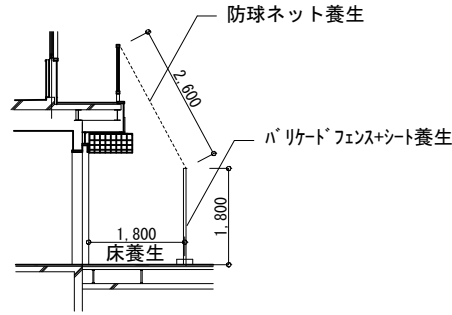
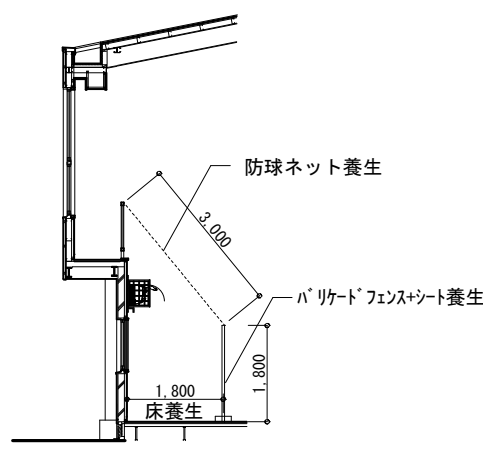
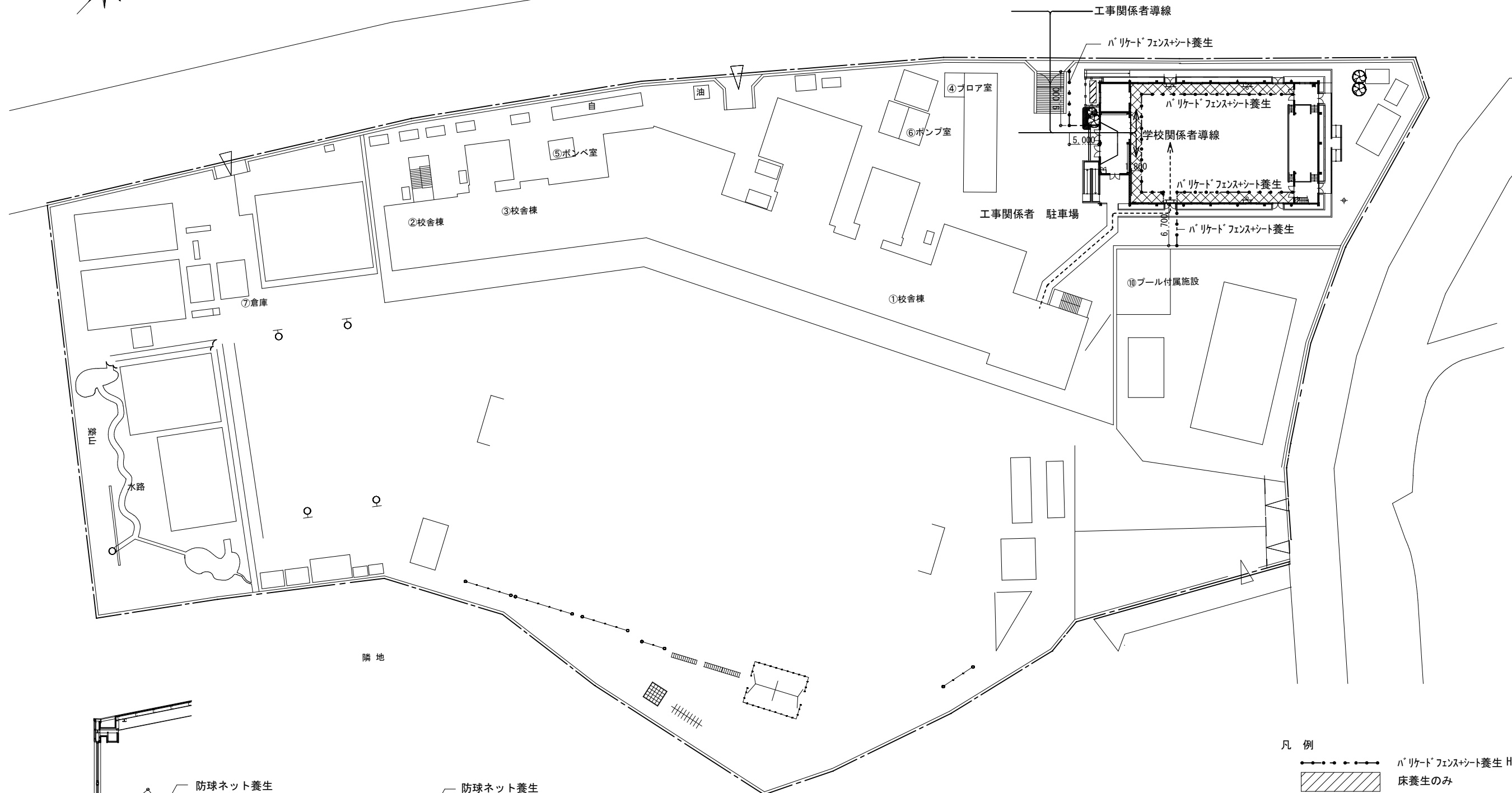
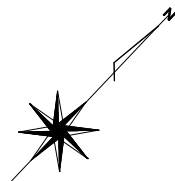


AC取付詳細図 S=1:20

工 事 名		日野市立南平小学校屋内運動場冷暖房設備設置建築工事			
図 番		全 A 1 6 枚 ・ 第 A 1 4 号		図 名 矩計図・防球が-ド' 取付詳細図	
作 図 令和 6 年 10 月 日		監 理 日 野 市 総 務 部 建 築 営 繕 課			
訂 正 令和 年 月 日		設 計 有限会社 ユー一企画建築設計事務所		一級建築士第 201490 号 長谷川 勇	



工 事 名		日野市立南平小学校屋内運動場冷暖房設備設置建築工事		
図 番		全 A 1 6 枚 ・ 第 A 1 5 号	図 名	空調室外機フェンス等詳細図
作 図 令和 6 年 10 月 日		監 理 日 野 市 総 務 部 建 築 営 繕 課		
訂 正 令和 年 月 日		設 計 有限会社 ユー企画建築設計事務所 一級建築士 第 21490 号 長谷川 勇		



仮設計画図 S=1:500

- 凡 例
- バリケードフェンス+シート養生 H=1800
 - 床養生のみ
 - 床：シート養生+合板t=5.5mm敷込み
天井：防球ネット養生
 - 学校関係者導線
 - 工事関係者導線
 - *体育館外周は枠組足場を設置する事。

学校関係者出入口通路部分は外部足場をブラケット足場等 により通行の支障のないように計画する事。

工 事 名	日野市立南平小学校屋内運動場冷暖房設備設置建築工事		
図 番	全A16枚・第A16号	図 名	仮設計画図
作 図	令和6年10月 日	監 理 日 野 市 総 務 部 建 築 営 繕 課	
訂 正	令和 年 月 日	設 計	(有) ユー企画建築設計事務所 一級建築士第201490号 長谷川 勇

仮設要領図